

各種手当・助成のご案内

～皆さん安心して暮らせるように
さまざまな制度を設けています～

医療費について

母子・父子家庭医療費 (所得制限あり)

後期高齢者福祉医療費

対象

健康の保持・増進を図るため、次の方々に医療費を支給しています。

- ・18歳以下の方を現に扶養している配偶者の方
- ・母子家庭の母または父子家庭の父に現に扶養されている18歳以下の方
- ・父母のない18歳以下の方
- ・戦傷病者手帳所持者
- ・(所得制限あり)

子ども医療費 (所得制限なし)

対象

中学校卒業までの子ども
の保護者

精神障害者医療費 (所得制限なし)

対象

精神障害者保健福祉手帳
を所持している方

精神障害者医療費 (所得制限なし)

対象

精神障害者保健福祉手帳
を所持している方

障害者医療費 (所得制限なし)

対象

- ・身体障害1～3級の方
- ・身体障害4級(腎臓機能障害)
の方
- ・身体障害4～6級(進行性筋
萎縮症)の方
- ・知能指数50以下の方
- ・自閉症状群と診断されている方

精神的・身体的・社会的等の多様な病気治療の通院・入院医療費の自己負担額の全額を助成します。

精神保健および精神障害者の福祉に関する法律の規定による措置入院患者の方、または、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による命令入所患者の方(所得制限なし)

福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

更新手続きについて

次に該当する方は手続きが必要です。

持ち物

- ・氏名、住所を変更された方
- ・福祉医療費受給者証、印鑑
- ・保険証の内容に変更があつた方
- ・福祉医療費受給者証、健康保険証、印鑑
- ・各医療費の受給者で、県外の医療機関で受診された方
- ・領収書、福祉医療費受給者証、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの

● 福祉医療費受給者証の有効期限

更新をお忘れなく
次の福祉医療費受給者証は有効期限があります。

- ・母子・父子家庭医療費受給者証 毎年10月31日
- ・障害者医療費受給者証(一部の方を除く) 3年ごとの7月31日
- ・後期高齢者福祉医療費受給者証(一部の方を除く) 每年7月31日

ここまで
役場
内線145
保険医療課

・障害者医療、後期高齢者福祉医療を受給されており今年度更新対象の方は、6月に更新申請書を郵送しましたので、まだ提出されていない方は、早急に提出をお願いします。

・母子・父子家庭医療を受給されている方は、9月頃に更新申請書を郵送しますので、期日までに提出をお願いします。

● 各医療費の受給者で、県外の医療機関で受診された方

・領収書、福祉医療費受給者証、健康保険証、印鑑、振込先が分かるもの

● 医療費の適正化にご協力ください

医療費の増加を防ぐには、一人一人が日頃から健康に注意し、医療費を大切にすることが第一歩です。皆さんちよつとした心掛けで医療費を節約することができます。医療費を無駄なく上手に使いましょう。

障害者に関する手当について

は除く

支給額(月額)

① 1万5500円
② 6750円

支給制限
所得制限と併給制限
があります。

特別障害者手当

障害者手帳をお持ちの方とその家族の方には、手帳の区分や等級に応じ、手当や年金が支給される場合があります。

在宅重度障害者手当

対象

次のいずれかに該当する在宅の障害者(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者および施設入所者または長期入院者は除く)

- ① 身体障害1～2級でIQ35以下の方
- ② 身体障害1～2級程度の方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障害がある方
- ③ 身体障害1～2級程度の方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害がある方
- ④ 身体障害1～2級程度の方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害がある方

35以下の方または身体障害3級で、IQ50以下の方(65歳以上で新たに障害者となつた方)は除く

ひとり親家庭等への手当について

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていな児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)に支給される手当です。

児童扶養手当

対象

- ⑥父または母が裁判所からDV上拘禁されている児童
- ⑤父または母が引き続き1年以上遺棄されている児童
- ④父または母が重度の障害にある児童
- ③父または母が死亡した児童
- ②父または母が婚姻を解消した児童
- ①父が婚姻を解消した児童

- ⑦婚姻しないで生まれた児童
- ⑧父または母の生死が不明である児童

保護命令を受けた児童
18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童を監護・養育している方

- ①児童扶養手当の支給要件①⑦に同じ

- ②父または母が1年以上行方不明である児童

- ③父または母が1年以上行方不明である児童

- ④父または母が1年以上行方不明である児童

- ⑤父または母が1年以上行方不明である児童

- ⑥父または母が1年以上行方不明である児童

- ⑦父または母が1年以上行方不明である児童

支給額(月額)

- ・児童1人の場合

18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童(一定の障害があるときは20歳未満)を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している方

- ・2人目の児童

1万190円～5100円

- ・3人目以降の児童

一人につき6110円～3060円

支給額(児童一人月額)

- ③請求者・対象児童が公的年金等を受けている場合

- ・愛知県遺児手当 4350円
(支給期間は最長5年間、4年目以降は半額)

- ・大治町遺児手当 2000円
(支給期間は最長5年間)

※受給者および扶養義務者の所得により決定します。

愛知県遺児手当・ 大治町遺児手当

ここまで
役場
内線
子育て
支援課
161

現況届の手続きをお忘れなく

現在、①児童扶養手当・愛知県遺児手当・大治町遺児手当②愛知県在宅重度障害者手当③特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している方に、現況届の手続きのお知らせを通知しますので、必要書類を添えて提出してください。

この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期限内に必ず手続きをしてください。

また、現在支給停止中の方も必ず届け出してください。

提出期間 ①8月2日(月)～31日(火) ②7月30日(金)～8月31日(火) ③8月12日(木)～9月13日(月)

※土日、祝日を除く

問合せ先 ①役場 子育て支援課 内線141 ②③役場 民生課 内線169・232

